

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県文化連盟（以下「本連盟」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本連盟は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、本連盟より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。但し、常勤役員には職員に準じ、期末手当を支給する。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本連盟の常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員報酬額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第 7 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に予算の範囲内で支給することができる。ただし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間 1 年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して 8 年間に上限とする。

(費用)

第 8 条 本連盟は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第 9 条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 号第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、幹事会の答申を経て総会の議決により行うものとする。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 23 年 12 月 7 日理事会議決)

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	250,000
10	260,000

号俸	月額
11	270,000
12	280,000
13	290,000
14	300,000
15	310,000
16	320,000
17	330,000
18	340,000
19	350,000
20	360,000